

令和 2 年 7 月 31 日

お客さま各位

株式会社 東和銀行

未利用口座管理手数料の新設について

東和銀行（頭取 江原 洋）は、令和 2 年 9 月 1 日以降に開設される普通預金口座、貯蓄預金口座および総合口座につきまして、未利用口座管理手数料を新設しますのでお知らせいたします。

また、未利用口座管理手数料の新設に伴い、未利用口座管理手数料規定を新設するとともに、普通預金規定等を改定いたします。

当行は今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料

対象となる口座	令和 2 年 9 月 1 日以降に開設された普通預金口座、貯蓄預金口座および総合口座が対象となります。
未利用口座となる口座	最後のお預け入れまたは払戻し（お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。）から、2 年以上一度もお預け入れまたは払戻しがない口座の場合、未利用口座となります。
手数料	年間 1,320 円（税込）
手数料のお支払い	① お客様の口座が未利用口座となった場合、お届け先の住所あて文書にて案内を発送いたします（ただし、③に該当する場合を除きます）。 ② 案内発送後、一定期間内（約 3 ヶ月）の間にお取引がない場合、未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 ③ ただし、以下の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。 ・未利用口座の残高が 10,000 円以上である場合 ・未利用口座と同一支店で、定期預金、積立式定期預金、定期積金、財形預金、外貨預金、投資信託、公共債、生命保険が 1 円以上ある場合 ・未利用口座と同一支店で、融資取引がある場合
自動解約	① 手数料引き落とし時に、口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約いたします。 ② 口座残高以上の負担および自動解約後の手続きはございません。

2. 規定の新設および改定

（1）未利用口座管理手数料規定の新設

1. （規定の範囲） この規定は、2020 年 9 月 1 日以降に開設された普通預金口座、貯蓄預金口座および総合口座に適用されます。
2. （未利用口座となる口座） 最後のお預入れまたは払戻し等（以下、「お取引」といいます。なお、該当の普通預金または貯蓄預金（総合口座

を含みます。)のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。)から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座または貯蓄預金口座(総合口座を含みます。)を未利用口座として取り扱います。

※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も、最後の「お取引」から2年以上一度もお取引がない場合、未利用口座として取り扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

(1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所宛てに案内を発信します。(第3項各号に該当する場合を除きます。)

なお、この案内が延着または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(2) 案内を発信後、一定期間(約3ヵ月)経過してもお取引がない場合に、年間1,200円(消費税別)の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

翌年以降も未利用口座である場合、未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。翌年以降の未利用口座管理手数料のお支払いについては、改めて案内は発信しないものとします。

なお、未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、当該口座より引き落とすものとします。

(3) 前項にかかわらず、次の口座は未利用口座管理手数料の対象とならないものとします。

① 当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合

② 当該口座と同一支店で、定期預金、積立式定期預金、定期積金、財形預金、外貨預金、投資信託、公共債、生命保険の取引が1円以上ある場合

③ 当該口座と同一支店で、融資取引がある場合

(4) 引き落とし済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。

4. (口座の自動解約)

(1) 当該口座の残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、通知することなく当該口座を解約します。なお、お客さまの口座残高以上のお支払いはございません。

(2) 解約した口座の再利用には応じません。

5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2) 改定

以下の規定に未利用口座管理手数料の条項を追加する。

総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、ネット専用普通預金規定、ネット専用総合口座取引規定

普通預金規定の場合

16. (未利用口座管理手数料)

2020年9月1日以降に開設された預金口座には、別に定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。

(3) 新設・改定日
令和2年9月1日

以上

